

大分大学名誉教授称号授与規程

平成16年4月1日制定
平成16年規程第46号

(趣旨)

第1条 この規程は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第106条の規定に基づき、国立大学法人大分大学が設置する大分大学（以下「本学」という。）の名誉教授の称号の授与に関して、必要な事項を定める。

(資格)

第2条 名誉教授の称号は、次の各号の一に該当する者に授与する。

- (1) 本学の学長又は副学長として本学の運営に関し功績が特に顕著であった者
- (2) 教育上又は学術上特に功績があった者で、次に掲げる者
 - ア 本学の教授として通算15年以上勤務し、本学で定年退職した者
 - イ 本学の教授として通算20年以上勤務し、本学を定年退職前に退職した者
 - ウ 本学の教授として通算5年以上勤務し、学部長、研究科長、学術情報拠点長又は医学部附属病院長の職にあった者で定年により退職した者
 - エ 本学の教授として勤務し、文化勲章、日本学士院賞、日本芸術院賞、文化功労者年金法の規定による文化功労者その他国内外の権威のある学会の学会賞等を受賞した者

(勤務年数の通算)

第3条 次の各号に掲げる年数は、前条第2号アからウまでの勤務年数に通算することができる。

- (1) 本学の准教授としての勤務年数は、その3分の2の年数、専任講師としての勤務年数は、その2分の1の年数
- (2) 本学以外の大学の教授としての勤務年数は、その2分の1の年数、准教授としての勤務年数は、その3分の1の年数

(学長への推薦)

第4条 第2条第2号に該当する者があるときは、退職する日の属する年度末までに、当該者に係る部門の人事会議において審査の後、部門長が所定の功績調書等を添付の上、学長に推薦するものとする。

- 2 前項に該当する者で定年退職でない退職者については、退職した年度の翌年度の当初に人事会議において審査の後、更に本学の定年年齢に達する年度の翌年度に再度審査した後、部門長が所定の功績調書等を添付の上、学長に推薦するものとする。

(選考)

第5条 名誉教授は、第2条第1号に該当すると認められた者又は前条の規定により推薦があった者であって、名誉教授の候補者としてふさわしいと認めるものについて、当該退職する年度に開催される教育研究評議会における審議の後、役員会の議を経て、学長が選考する。

- 2 名誉教授の選考に当たり、本学在職中に懲戒処分を受けた等本学の荣誉を汚す行為をしたと認められる者については、その対象としない。

(称号の授与)

第6条 名誉教授の称号の授与は、前条第1項による選考終了後、原則として本学を退職した日の属する年度の翌年度の4月1日付けで辞令書を交付して行う。ただし、第2条第1号により選考を行う者については、退職した日の属する月の翌月1日付けで辞令書を交付して行う。

(称号の取消し等)

第7条 名誉教授の称号を授与された者が、名誉教授としてふさわしくない行為を行った場合は、学長は、教育研究評議会における審議の後、役員会の議を経て、その授与を取り消し、辞令書を返付させるものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、名誉教授の称号授与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第2条及び第3条の規定は、法人化前の大分大学並びに統合前の大分大学及び大分医科大学の期間のものを含むものとする。

附 則（平成19年規程第11号）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の大分大学名誉教授称号授与規程第3条の適用については、この規程の施行前における助教授としての勤務年数は、准教授としての勤務年数とみなす。

附 則（平成20年規程第2号）

この規程は、平成20年2月7日から施行し、この規程による改正後の大分大学名誉教授称号授与規程の規定は、平成19年12月26日から適用する。

附 則（平成21年規程第2号）

- 1 この規程は、平成21年1月21日から施行する。
- 2 大分大学名誉教授称号授与規程に関する申合せ（平成17年2月16日制定）は、廃止する。

附 則（平成27年規程第24号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第3号）

この規程は、平成29年1月23日から施行する。

附 則（令和2年規程第31号）

この規程は、令和2年3月23日から施行する。

附 則（令和3年規程第1号）

- 1 この規程は、令和3年1月25日から施行する。
- 2 この規程の施行前に定年退職でない退職をした者に係る名誉教授の選考については、この規程による改正後の大分大学名誉教授称号授与規程（以下「改正規程」という。）に基づいて行うものとする。この場合において、改正規程第4条中「退職する日の属する年度末までに、当該者に係る部門の人事会議において審査の後、」とあるのは、「当該者に係る部門の人事会議において審査の後、」とし、改正規程第5条第1項中「当該退職する年度に開催される教育研究評議会における審議の後、」とあるのは「教育研究評議会における審議の後、」とし、改正規程第6条中「原則として本学を退職した日の属する年度の翌年度の4月1日付けで」とあるのは「4月1日付けで」と読み替えて適用する。